

# 北海道津別高等学校 P T A 会則

## 第 1 章 総 則

(名称及び事務局)

第 1 条 本会は、北海道津別高等学校 P T A と称し、事務局を北海道津別高等学校に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、学校と家庭が連携を密にし、相互の協力により、生徒の健全な育成と会員の資質の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の研修と親睦に関する事業
- (2) 学校の教育活動に対する協力と援助に関する事業
- (3) 教育条件の整備及び充実にに関する事業
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 組 織

(会 員)

第 4 条 本会は、本校生徒の父母、またはそれに代わる者と本校職員を会員として組織する。

(役 員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 4 名 (うち 1 名は校長)
- (3) 会 計 2 名 (うち 1 名は事務長)
- (4) 事務局長 1 名 (教頭)

(会計監査)

第 6 条 本会に、3 名 (うち 1 名は教職員) の会計監査を置く。

(常任委員会)

第 7 条 本会に、次の常任委員会を置く。

- (1) 教養常任委員会
- (2) 生活常任委員会
- (3) 財務進路常任委員会

(事務局員)

第 8 条 本会の運営に関する事務を行うため、事務局員 (若干名) を置く。

(役員の仕事)

第 9 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を総括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行するとともに、学年部担当役員及び常任委員会担当役員としてそれぞれの活動を積極的に支援する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を担当する。
- (4) 事務局長は、事務局を総括し、会長及び役員会から委任された事務を担当する。

(事務局員の仕事)

第 10 条 事務局員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 総会・役員会・理事会及び常任委員会の事務を担当する。

(役員・会計監査の選出)

第 11 条 第 5 条の役員及び第 6 条の会計監査の選出方法は、理事会の中に選考委員会を設け、選考委員会の原案を総会で審議し、承認する。

(常任委員・事務局員の選出)

第12条 常任委員・事務局員の選出は次のとおりとし、会長が委嘱する。

- (1) 各常任委員は、それぞれ各学年から1名ずつ選出する。
- (2) 事務局員は、本校職員から選出する。

(任期)

第13条 本会の役員・会計監査・常任委員・事務局員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

### 第 3 章 機 関

(会議)

第14条 本会の会議は、総会・役員会・理事会・常任委員会とし、出席会員の多数決によって議決する。

(総会)

第15条 総会は、毎年年度当初に開く。ただし、理事会が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の要求があったときは臨時総会を開くことができる。

第16条 総会は、本会の最高議決機関であり、次のことを決議する。

ただし、総会を開くことが困難な場合は理事会をもってこれに代えることができる。更に理事会も開くことが困難な場合は役員会をもってこれに代える。

- (1) 事業計画
- (2) 会務報告の承認及び予算・決算
- (3) 役員・会計監査の選出
- (4) 会則の改廃
- (5) その他、役員会・理事会から提案された事項

(役員会)

第17条 役員会は、第5条の役員で構成し、次のことを審議・決定するとともに会務の執行及び緊急事項の処理にあたる。

- (1) 本会の事業計画及び企画運営に関する事項
- (2) 総会に提出する議案に関する事項
- (3) その他、必要な事項

(理事会)

第18条 理事会は、役員・各常任委員長・事務局員で構成し、次のことを審議・決定する。

- (1) 役員から諮問された事項
- (2) 事業計画等に関する事項
- (3) 予算の補正に関する事項
- (4) その他、必要な事項

第19条 理事会は、総会に次ぐ決定機関であり、理事会での決定は総会に報告する。

(常任委員会)

第20条 各常任委員会は、委員長(1名)、副委員長(2名)を選出し、会長が委嘱する。

第21条 常任委員会は、会長の指示に従い次の業務を掌る。

- (1) 教養常任委員会
  - ア 会員相互の研修に関する業務
  - イ 地域社会・関係機関との教育活動の交流に関する業務
  - ウ 広報活動に関する業務
  - エ その他、委員会の事業計画に関する業務
- (2) 生活常任委員会
  - ア 生徒の家庭生活、社会生活、校外における集団生活の指導に関する業務
  - イ 交通安全、生徒の健康安全に関する業務
  - ウ 学校行事への協力に関する業務
  - エ その他、委員会の事業計画に関する業務

(3) 財務進路常任委員会

- ア 予算並びに会計事務協力に関する業務
- イ 進路指導の支援に関する業務
- ウ 会員相互の親睦に関する業務
- エ その他、委員会の事業計画に関する業務

(会議の招集)

第22条 役員会・理事会・常任委員会は、必要により会長が招集する。

(会計監査)

第23条 会計監査は、本会の会計を監査し、総会に報告する。

## 第4章 会計

(経費)

第24条 本会の経費は、入会金・会費その他の収入をもって充てる。

- (1) 入会金 3,000 円
- (2) 会費 900 円 (月額)

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎月4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第5章 その他

(表彰)

第26条 本会の表彰は、次の規定に基づく。

- (1) 3年以上下記のPTA役員をつとめたもの  
(会長、副会長、会計監査、事務局長、会計、常任委員長)
- (2) 2年間上記の役員及び1年以上常任委員をつとめたもの
- (3) 津別高等学校の教育推進に顕著な功績があったもの
- (4) 表彰は本会を退会するときに行う。

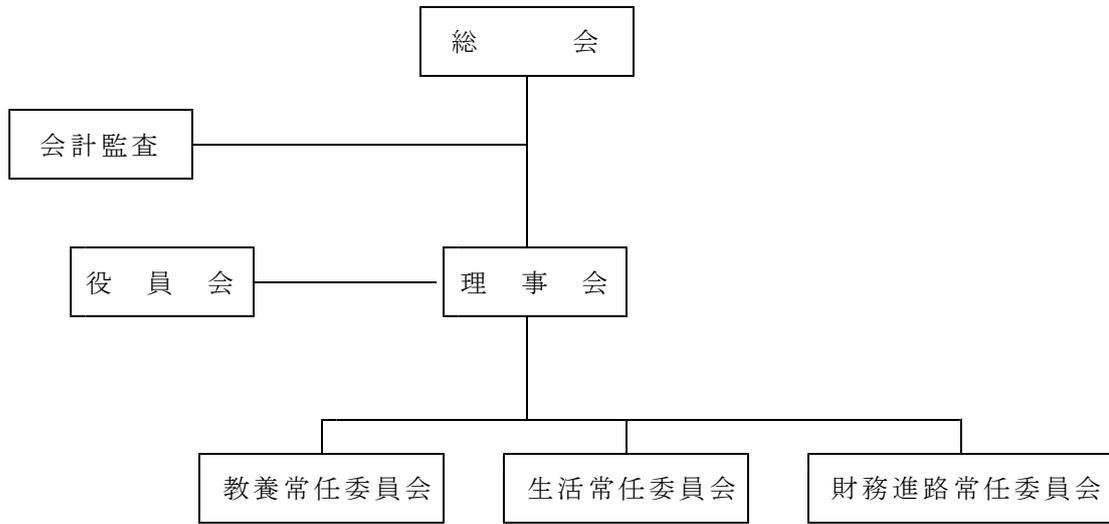
(慶弔)

第27条 本会の慶弔は、別に定める申し合わせの表によるものとする。また、特別な場合は、別途協議し贈ることができる。

## 付 則

- 1 本会の運営に必要な細則の制定と改廃は、理事会が行い、総会に報告する。
- 2 本会則は、昭和47年4月28日から施行する。  
昭和53年4月10日、昭和54年4月10日、昭和60年4月21日、昭和63年4月1日、  
平成元年4月1日、平成2年4月22日、平成4年4月26日、平成6年4月1日、  
平成8年4月21日、平成9年4月27日、平成10年4月26日、平成12年4月22日  
平成22年4月24日 一部改正、平成23年4月21日 一部改正  
本会則は、平成24年4月21日から施行する。  
令和2年4月14日 一部改正 (第16条 ただし書きの追加)

# 北海道津別高等学校PTA機構図



慶弔に関する申し合わせ  
(平成12年4月21日現在)

香典(会員死亡の場合) 5,000円